

17消安第11195号
平成18年1月23日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 中川 昭一



日本農林規格の改正並びに品質表示基準の改正及び廃止について（諮問）

下記のとおり、日本農林規格の改正並びに品質表示基準の改正及び廃止を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2及び19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 風味調味料の日本農林規格（昭和50年3月25日農林省告示第310号）の改正
- 2 風味調味料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1669号）の改正
- 3 凍豆腐品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1645号）の改正
- 4 乾燥マッシュポテト品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1635号）の廃止
- ⑤ さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1638号）の廃止
- 6 アイスクリーム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1654号）の廃止

さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準の廃止について（案）

平成18年3月24日

農林水産省

1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1638号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

さくらんぼ砂糖漬けは、用途が菓子用等に限定され、生産量も少なく、業務用が中心であることから、品質表示基準を廃止する。

さくらんぼ砂糖漬けについて

1 品質表示基準制定等の経緯

昭和 53 年 2月	さくらんぼ砂糖漬けの J A S 規格制定 さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準制定
平成 11 年 6月	さくらんぼ砂糖漬けの J A S 規格廃止
平成 12 年 12 月	加工食品品質表示基準の制定に伴い、新しく さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準制定 (旧基準廃止)

2 生産状況

生産数量	年次		数量(t)
	年次	数量(t)	
	12	437	
	13	370	
	14	411	
	15	298	
	16	264	

さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1638号
改正 平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号

(趣旨)

第1条 さくらんぼ砂糖漬け（マラスキノ・スタイル・チェリー、ドレン・チェリー及びクリスタル・チェリーであって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
さくらんぼ砂糖漬け	種子を除去したさくらんぼに、糖度が35%以上になるまで、糖液を浸透させたものをいう。
マラスキノ・スタイル・チェリー	さくらんぼ砂糖漬けのうち、糖液を浸透させた後、糖液とともに容器に密封したものを使う。
ドレン・チェリー	さくらんぼ砂糖漬けのうち、糖度が70%以上になるまで糖液を浸透させた後、取り出したものをいう。
クリスタル・チェリー	さくらんぼ砂糖漬けのうち、糖液を浸透させた後、さくらんぼの表面に糖類の結晶を析出させたものをいう。

(一括表示事項)

第3条 マラスキノ・スタイル・チェリー及びドレン・チェリーにあっては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、果粒の大きさとする。

2 マラスキノ・スタイル・チェリーにあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第3項の規定にかかわらず、同条第1項第3号に掲げる事項に代えて、固形量及び内容総量とする。

(表示の方法)

第4条 名称、果粒の大きさ、原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、マラスキノ・スタイル・チェリーにあっては「マラスキノ・スタイル・チェリー」と、ドレン・チェリーにあっては「ドレン・チェリー」と、クリスタル・チェリーにあっては「クリスタル・チェリー」と記載すること。

(2) 果粒の大きさ

次に定めるところにより記載すること。

ア 果粒の大きさを果粒数又はマラスキノ・スタイル・チェリーにあっては別表1に、ドレン・チェリーにあっては別表2に掲げる区分による果粒の大きさを表わす記号により記載すること。
イ 果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、別表1又は別表2に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号の略号を記載し、かつ、その略号が極大粒、大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を記載すること。

(3) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあっては、「さくらんぼ」、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「ラム酒」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

イ アの規定にかかわらず、記載する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖、高果糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(4) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、果粒の大きさ、原材料名、固形量、内容総量、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。ただし、果粒の大きさを一括して表示することが困難な場合には、果粒の大きさの欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。

附 則(平成12年農林水産省告示第1638号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年農林水産省告示第1821号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表1(第4条関係)

果粒の大きさ	果粒の大きさを表わす記号及びその略号
100g当たり25個以下	大粒(L)
100g当たり26個以上32個以下	中粒(M)
100g当たり33個以上	小粒(S)

別表2(第4条関係)

果粒の大きさ	果粒の大きさを表わす記号及びその略号
100g当たり17個以下	極大粒(LL)
100g当たり18個以上22個以下	大粒(L)
100g当たり23個以上31個以下	中粒(M)
100g当たり32個以上	小粒(S)

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成18年1月26日(木)

14時～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格について

風味調味料の日本農林規格の改正

(2) 品質表示基準について

- ア 風味調味料品質表示基準の改正
- イ 凍豆腐品質表示基準の改正
- ウ 乾燥マッシュポテト品質表示基準の廃止
- エ さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準の廃止
- オ アイスクリーム品質表示基準の廃止

(3) その他

4 閉会

資料

- 1 農林物資規格調査会委員名簿
- 2 風味調味料の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 風味調味料品質表示基準の改正について（案）
- 4 凍豆腐品質表示基準の改正について（案）
- 5 乾燥マッシュポテト品質表示基準の廃止について（案）
- 6 さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準の廃止について（案）
- 7 アイスクリーム品質表示基準の廃止について（案）
- 8 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員等名簿

氏名	役職
○河原 はつ子	全国地域婦人団体連絡協議会常任理事
○畠江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
○宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
○森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員
加藤 信子	関西生活者連合会理事
加藤 博	(社) アイスクリーム協会専務理事
河道前 伸子	全国消費者協会連合会安全対策委員会委員長
川畠 正美	消費者
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	(社) 全国消費生活相談員協会相談員
檀原 直美	全国凍豆腐工業協同組合連合会専務理事
積山 昇司	カルビーポテト(株) 帯広工場工場長代理
土橋 芳和	(社) 日本缶詰協会技術部課長
内藤 英代	消費科学連合会企画委員
長谷川 朝恵	消費生活アドバイザー
花澤 達夫	(財) 食品産業センター専務理事
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
松浦 幸宏	風味調味料協会技術担当
浜田 敏次	日本農産缶詰工業組合事務局長

○印：農林物資規格調査会委員

パブリック・コメント募集結果

(さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準の廃止案)

パブリック・コメント（募集期間：18.2.14～18.3.15）

受付件数

なし